

第 82 回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】①幼稚園再編に関する資料について

村立幼稚園再編に向けた対応方針についての説明会において追加公表を依頼した資料の「村松幼稚園の更新費用比較表（30年間の試算）」中の「建て替え後、30年間使用」した場合の試算に大規模改修の費用は含めなくてもよいのではないか。含めることにより建て替えた場合の費用が膨らんで見えてしまう。

⇒【村長コメント】

30年後にきっちり大規模改修を行うとは限らないので、言っていることは理解できる。資料の中にも書かれている「長寿命化を図り、建築後70年使用を目指すこと」、「園児数の推移に基づく整備規模や財政状況を踏まえた整備時期などを総合的に判断すること」という想いの方が強い。この説明が先にあった方が誤解が生じないと思うので、記載の仕方を変更して対応したい。

【1】②幼稚園再編について

今後、村内に幼稚園機能がなくなってしまうのはよくない。新たに施設を建てるときは、どうか村松宿こども園のように幼稚園枠を設けて柔軟に対応できる施設を建設するべきである。

⇒【村長コメント】

建て替えとなった場合には、幼稚園単独で建てるという方法以外にも様々な方法はあると思うが、その時の状況に応じ柔軟に対応できる施設を検討していきたいと考えている。

【2】土地に関する国土調査地籍調査の担当課の回答について

前回のふれあいトークのやりとり結果の農業政策課の回答に納得できない点があった。今年2月にはっきりしたことは、国土調査・地籍調査の立ち会いについては、実際には土地の権利者も関係者も立ち会っておらず、また、関係資料の閲覧・押印もされていなかったことである。昨年4月から約1年間、農業政策課で所有している国土調査・地籍調査の詳細な資料を見せてほしいと要求したが、ないと言われ続け4月中旬になって、資料があるとされたことについて納得ができない。

⇒【村長コメント】

担当課に確認する。

⇒【農業政策課】

立会いについて

国土調査時の立会いは私有地の場合、当時の権利者もしくは権利者が指名する代理者が行います。村には誰がいつ立会ったか証明できる書類はありませんが、事業の流れで考えれば権利者もしくは権利者が指名する代理者が立会ったと推測されます。

資料について

誰がいつ立会ったか証明できる書類の提出を求められましたので、無いと回答しています。その後「署名捺印が残っている書類はないのか」との質問を頂きましたので、開示請求により閲覧できる書類があると回答しております。

【3】①ふれあいトークについて

ふれあいトークの参加者意見や村の回答については、HPの公表だけでなく、広報誌に掲載してはどうか。良い事業であるので、成果を公表しないのはもったいない。

⇒【村長コメント】

広報誌の掲載については、検討する。

【3】②広報誌について

広報誌に使用している紙の品質が良すぎるのではないか。品質を落とし、白黒印刷で十分であるし、写真が多く掲載されているのは無駄である。来年度の予算は低予算とすべき。

⇒ **【村長コメント】**

文字だけになってしまうと読んでくれないということもあり、写真を使い興味を持ってもらうよう工夫している。ご意見として伺う。

【3】③要望への対応について

都市整備課へ要望を出したが、「自治会を通して意見を出してください」との回答であった。自治会の加入者が村民の3分の1程度しかいないのに自治会を通してでないと要望が受け入れられないのはおかしい。

⇒ **【村長コメント】**

担当課に確認する。

⇒ **【都市整備課】**

当課におけるご要望は多岐にわたりますが、例えば公園の除草に関わるご要望などの場合、村と自治会長において委託契約を結び管理していただいておりますので、まずは自治会の皆様でご協議いただいております。他の様々なケースにおいては状況に応じて個別に対応している所でございます。

【3】④自治会について

自治会を抜けようと考えている。災害時等に物資が配布されるが、自治会に加入していないと物資は受けられないのか。村として対応することで自治会加入者しか受けられないような恩恵はあるのか。また、自治会加入者でないと集会所は使用できないのか。

⇒ **【村長コメント】**

災害時の物資はコミセンで配布することになるため、自治会に加入していなくても受けられる。コミセンが避難所となる場合は、役場職員だけでは対応できないので、地域の方へ運営をお願いすることになる。災害時には共助の意識が必要となるため、自治会に入ってほしいという想いはある。自治会加入者しか受けられないという恩恵はないが、集会所は自治会加入者でなければ使用できないとしているところが多い。

【3】⑤学校指定の体操服等の購入について

現在、村内の個人店舗1店舗でしか学校指定の体操服、水着が購入できない。大型店舗等でも取り扱うべき。

⇒ **【村長コメント】**

担当課に確認する。

⇒ **【学校教育】**

御意見ありがとうございます。

体操服につきましては、各学校においてメーカー及び型番を指定しています。よって、その購入先につきましては、学校が指定の体操服を取り扱っているメーカーと取引が可能な個人店舗を示しているところです。なお、全ての学校ではありませんが、購入先として2店舗を示している学校もございます。教育委員会としましては、いただいた御意見を踏まえ、各学校に対し、大型店舗等での体操服の取扱いを検討するよう通知いたします。

また、水着につきましては、どの学校も色や形は指定しているものの、購入店舗を限定しているものではありませんので、大型店舗等での購入も可能と考えております。

【3】⑥学校の登校について

学校から夏の暑い時期の対応として7/12から9/17まではランドセルを使用せずに登校してもよいというお知らせが届いたが、暑い時期の対応としては、期間が短いのではないかと。

⇒【村長コメント】

担当課に確認する。

⇒【指導室】

子どもたちのことを考えていただいた貴重なご意見ありがとうございます。

今年度は、暑さの状況を見据えながら、梅雨明けの7/12から彼岸入り直前の9/17まで、熱中症対策の1つとして、リュック登校を可といたしました。

9/17以降の対応につきましては、気象庁から出される予報や暑さの状況などにより、昨年度と同様に期間の延長等、柔軟に対応してまいります。その際は、学校から通知でお知らせいたしますので、ご理解いただければと存じます。

【4】絆の件について

絆の娯楽室やお風呂はコロナの影響で利用できなかったが、やっとお風呂は利用できるようになった。しかし、娯楽室など入浴後に休憩できるスペースは利用できない。高齢者は、入浴後にすぐに帰宅するのは難しく、休憩してから帰宅したい。娯楽室や休養室など座って休憩できる部屋はいつから利用できるのか、窓口で聞いても、「上からの指示で施設の使用開始時期は決定するので現時点では不明」との対応であった。上とは誰のことを指しているのか。

また、高齢者には利用不可としているが、絆の大広間では子どもたちが遊んでいるのはおかしいと思う。

⇒【村長コメント】

絆を実際に運営しているのは社協だが、社協に委託しているのは村であり、休養室など施設の利用開始時期は村が判断することになる。絆の大広間で子どもたちが遊んでいる件については確認する。また、感染対策を講じた上で利用可能とするかについて検討したい。

⇒【高齢福祉課】

総合福祉センター「絆」の各施設につきましては、村内の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえながら利用制限の判断しております。

このため、8月17日までは、入浴施設については利用人数と利用時間の制限を付す形で開放し、大広間や休養室、娯楽室につきましては長時間の滞在や飲食による感染拡大が懸念されることから利用禁止とさせていただいておりましたが、この度の茨城県の非常事態宣言等を受け、入浴施設についても8月18日から9月12日まで休館することとなりました。

ご指摘のありました大広間の子どもたちの利用につきましては、村の事業等で主に子どもの預かりの場として密にならない広い空間が必要な場合に、消毒や換気などの対応をきちんと行うことを前提に特例として利用を認めているものであり、一般利用者を対象に常時利用可能としているものではありません。

大広間や休養室、娯楽室等を含めた総合福祉センター「絆」の利用制限の解除につきましては、村の施設として、指定管理者である社会福祉協議会と連携しながら、緊急事態宣言等の発出状況や村内のワクチン接種率などを総合的に勘案し判断していきたいと考えております。今後は窓口でご質問があった際にも、上記のような判断の根拠を踏まえ、丁寧な説明を図るよう職員に周知徹底してまいります。

入浴施設の利用者の皆さまが入浴後に休憩できるスペースが不足しご不便をおかけしているとは存じますが、感染拡大防止のため、ご理解ご協力をお願いいたします。